

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県中央男女共同参画センター	所在地	秋田県秋田市中通2丁目3-8アトリオン6F7F
指定管理者	NPO法人いきいきFネット秋田	県所管課	人口戦略部 男女共同参画推進課

1 施設の概要														
設置目的	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に自主的に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等に対し男女共同参画社会の形成に関する情報及び研修の機会を提供するとともに、その団体等の交流その他の活動を支援するために設置する。													
県の施策上の施設の位置付け	第5次秋田県男女共同参画推進計画の推進の柱3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化「男女共同参画センターにおける取組の連携強化」 位置づけ：男女共同参画に関する情報や研修機会の提供とともに、活動団体相互の交流やその活動の支援を実施するなど、地域に密着した男女共同参画を推進するための拠点。 目標を達成するための取組 ・男女共同参画に関する情報や研修機会の提供、団体の活動支援 ・地域における女性活躍や両立支援の意識醸成 ・地域住民や市町村、関係団体等の連携による地域ネットワークの機能強化													
設置年	2000年	経過年数	25年	目標使用年数	-	残年数	-	施設面積	677.39㎡					
施設の設置状況	情報交流室、団体グループ活動室、こどもサロン、印刷室、研修室1・2、相談室													
県内類似施設	秋田県北部男女共同参画センター、秋田県南部男女共同参画センター							東北各県類似施設	青森県男女共同参画センター（青森県）、岩手県男女共同参画センター（岩手県）、山形県男女共同参画センター（山形県）、福島県男女共生センター（福島県）、仙台市男女共同参画推進センター（宮城県）					
施設の基本的な方針（個別施設計画）	方向性	方向性に向けた対応												
	-	-												
料金制	指定管理料制	主な料金設定		別紙のとおり										
指定期間	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日（5年間）					営業期間・時間	平日：午前9時から午後6時 土日：午前9時から午後5時 休館日：木曜日、祝日、12月29日～1月3日、アトリオン休館日							
指定管理業務の内容	1. 使用の許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務 2. 施設及び設備の維持管理に関する業務 3. 男女共同参画社会の形成に関する情報の提供及び研修に関する業務 4. 男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等の交流その他の活動の支援に関する業務 5. その他センターの管理に関し知事が必要と認める業務						自主事業の内容	●「ジェンダー平等を語る会」の開催 ●男女共同参画月間 展示 ●パープルリボンキャンペーン展示とイベント ●国際女性デーの展示 ●ハーモニープラザまつり						
サウンディング実施対象	×	年間利用者数（人）	R3	R4	R5	R6	R7	年間利用収入（千円）	R3	R4	R5	R6	R7	
			31,748	29,325	27,724	23,739	24,637		916	1,031	817	653	808	
収支決算（千円）	収入	項目	R3	R4	R5	R6	R7	増減要因の分析						
		利用料収入						年間利用者数	熊出没等による外出控えの影響が見られたものの、展示内容の充実や講座・イベントの見直し、広報活動の強化により、前年度比103.8%となった。					
		指定管理料	15,822	15,822	15,822	18,017	17,827							
	その他収入													
	合計	15,822	15,822	15,822	18,017	17,827	収支決算	講師交通費や相談員研修の実施、職員入替に伴う人件費増により42,000円の赤字（前年度△2,000円）となった。これらは運営体制およびサービス向上に資する支出であり、今後は効率的な運営と経費管理の徹底により収支改善に努める。						
	人件費	12,389	12,595	12,598	13,603	13,736								
	光熱水費													
	修繕費	105	0	28	42	33								
委託料	50	50	50	50	50									
その他支出	3,278	3,314	3,303	4,324	4,050									
合計	15,822	15,959	15,979	18,019	17,869									
収支差	0	▲137	▲157	▲2	▲42									

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県中央男女共同参画センター	所在地	秋田県秋田市中通2丁目3-8アトリオン6F7F
指定管理者	NPO法人いきいきFネット秋田	県所管課	人口戦略部 男女共同参画推進課

2 <観点Ⅰ> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組					
運営方針・施設の利用目標	第5次秋田県男女共同参画推進計画に掲げているセンターに関する基本施策である、地域における女性活躍・両立支援の意識啓発を推進するため、県民を対象とした講座や研修会を、市町村や企業及び商工団体等と連携し重点的に取り組む。				
目標・実績	目標の内容	利用者数 28,000人			
	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	目標	47,000	28,000	28,000	来館者ニーズに応じた接遇の充実や図書コーナーの強化、利用環境の改善、各種イベント・展示の実施、SNS等を活用した広報活動、企業訪問による認知度向上に取り組んだことにより、利用者数は前年度と比較して増加し、一定の利用水準を維持した。一方で、クマの出没による外出控えの影響もあり、来館機会の減少要因も見られたが、全体としては利用増につながった。
	実績	27,724	23,739	24,637	
	達成率	59.0%	84.8%	88.0%	
具体的な取組とその効果	来館者一人ひとりのニーズに寄り添った丁寧な接客や、図書コーナーの充実、利用者の声を反映した環境整備に取り組んだ結果、利用者満足度は高く、リピーターの確保につながった。また、パープルリボンキャンペーンや国際女性デー展示の実施、SNS・新聞等を活用した広報活動、企業訪問による施設の認知度向上に取り組んだ結果、新規利用者の獲得や利用促進に寄与した。				
次年度の目標	目標の内容	①講座の受講者数 200人 ②講座の参加者に占める男性参加者の割合 36.5%			
	設定の根拠	第6次秋田県男女共同参画推進計画に基づく。			
<観点Ⅰ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	B	各種取組により利用者数は増加し、達成率も84.8%から88.0%へ改善（前年度比3.2ポイント増）するなど一定の成果が見られた。一方で、外的要因の影響もあり目標達成には至らなかったことから、総合評価はB評価となった。		
	県所管課	B	前年度より利用者が増加しているが、目標数には届かずB評価とする。講座参加者数の増加のために、ターゲット層への周知の工夫や講師との連携を密にする必要がある。		
3 <観点Ⅱ> 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組					
利用者満足度の実績	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	実績（%）	95.8	95.4	90.6	これまでの利用者に加え、新たな利用者層にもアンケートを実施したことで幅広い意見の把握につながった。グループ利用による交流促進に対して高い評価が見られた一方、静かな環境を求める利用者からの意見もあり、前年度比では5ポイント減となったが、引き続き90%を超える高い満足度を維持している。
	具体的な取組とその効果	来館者一人ひとりに対して丁寧な接遇を心掛けるとともに、館内の清掃や整理整頓を徹底し、明るく清潔な利用環境の維持に努めた。また、利用目的に応じてグループ利用者と個人利用者が互いに利用しやすいよう机の配置を工夫したほか、印刷サービスやパソコン利用に関する支援を行い、操作方法が分からない利用者へも丁寧に対応した。さらに、図書や情報資料を見やすく整理・管理し、利用しやすい環境整備を進めた。その結果、多様な利用者ニーズに対応した快適な施設運営につながり、高い利用者満足度の維持につながった。			
<観点Ⅱ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	テーブルや備品の消毒、フリースペースの配置見直しを行うとともに、グループ利用しやすい席配置や個人利用者向けスペースを確保した。その結果、多様なニーズに対応できる環境を実現し、高い利用者満足度を維持することができた。		
	県所管課	A	90%を超える満足度のためA評価とする。高い水準だが年々減少しているため、さらなる工夫で満足度の向上に取り組んでほしい。		

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県中央男女共同参画センター	所在地	秋田県秋田市中通2丁目3-8アトリオン6F7F
指定管理者	NPO法人いきいきFネット秋田	県所管課	人口戦略部 男女共同参画推進課

4 <観点Ⅲ> 県民サービス及び業務効率性の向上と公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組					
モニタリング項目	モニタリング項目		主な視点	指定管理者	県所管課
	管理運営体制	① 職員の配置状況		事業計画書等に照らして適切な職員配置となっているか 等	A
② 職員の勤務実績			事業計画書等に照らして適切な勤務実績となっているか 等	A	A
③ 職員の処遇等			職員の処遇が労働法規に反していないか 等	A	A
④ 施設等の適切な管理			事業計画書等に照らして日常的な保守管理や定期点検、清掃、警備、修繕等がなされているか 等	A	A
⑤ 備品の適切な管理			備品の紛失・損傷はないか 等	A	A
⑥ 個人情報の保護			個人情報取扱特記事項が遵守されているか 等	A	A
⑦ 安全・安心の確保			事故防止マニュアルや緊急時連絡体制を整備しているか 等	A	A
⑧ 経費の低減・収入の増加			経費の低減や収入の増加の取組が進められ、前年度と比較し、施設の収支状況が改善されたか 等	B	B
⑨ 健全な経営			指定管理者選定時の財務指標と比較し、特段の経営の悪化がみられないか 等	A	A
サービス向上	① 開館日・開館時間等		事業計画書等に照らして適切な開館状況となっているか 等	A	A
	② 業務の実施		事業計画書等に照らして適切な業務が実施されているか 等	A	A
	③ 施設の使用許可		事業計画書等に照らして適切に使用許可がされているか、優先的又は不利益な取り扱いはないか 等	A	A
	④ 職員の接客		丁寧な対応や挨拶がなされているか、名札着用や適正な服装をしているか 等	A	A
	⑤ 広報・利用情報の発信		ウェブサイトやSNS、パンフレットなど、多様な媒体により積極的な広報を実施しているか 等	A	B
	⑥ 利用者の相談・意見・苦情		ウェブサイトや電話等による相談窓口を整備し、利用者からの相談・意見・苦情への対応策を講じているか 等	A	A
	⑦ 課題への対応		利用状況のほか、満足度調査等から課題を抽出し、対応策を講じているか 等	A	A
<観点Ⅲ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	講師交通費や相談員研修の実施、職員入替に伴う人件費増により△42千円の収支差額が生じたものの、いずれもサービス向上及び運営体制強化に必要な支出によるものであり、その他の項目については適切に実施できているため、全体として適正な管理運営が行われていると判断し、A評価とする。		
	県所管課	B	収支状況について、赤字額が前年度より増加したため、経費低減の観点を踏まえた適切な予算執行をすることが必要である。また、講座によっては目標数に大きく届かないものもあり、ターゲットへの情報発信に改善点が見られるため、B評価とする。		

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県中央男女共同参画センター	所在地	秋田県秋田市中通2丁目3-8アトリオン6F7F
指定管理者	NPO法人いきいきFネット秋田	県所管課	人口戦略部 男女共同参画推進課

5 県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方		
県の施策の達成状況	男女共同参画を推進する拠点として、講座や研修を開催しており、地域における女性活躍や両立支援の意識醸成に取り組んでいる。地域住民をはじめ、あきたF・F推進員や各種団体、市町村との連携により地域ネットワークの機能強化を図り、男女共同参画社会の実現に向けた県民の主体的な取組を促進している。	
施設運営の課題	講座の参加者数を増やすための取組やターゲット層へのアプローチの仕方が課題である。各男女共同参画センターが連携して実施するサテライト配信の講座の参加者数が課題であるため、各センターと綿密な調整を行い、効果的かつ円滑に講座を実施できるよう取り組む必要がある。	
今後の方向性	より多くの方に講座や研修に参加してもらうため、内容について県の意向を踏まえながら柔軟に考えるほか、あきたF・F推進員や市町村、関係団体との連携を強化し周知を図っていく。定期的に各男女共同参画センターと情報共有をするとともに、安定してオンラインの講座を実施できるような環境整備や意識調査など、サテライト会場での講座の開催方法や内容を工夫し、参加者にとって充実した講座を実施する。	
6 外部有識者委員会による評価（提言）		
評価（提言） 令和7年度	施設の管理運営状況	利用者数について、コロナ禍以前の水準から回復しておらず、目標達成にも至っていないことから、若年者等の利用者層の拡充に努めるなど、新たな取組やPR手法について検討し、事業内容の明確化と多様化に取り組んでいただきたい。
	県の施策達成に向けた施設運営	男女共同参画の推進を目的とした他県施設については、1施設のみの設置が主となっているほか、本県においてもオンライン講座などの遠隔地でも参加できるような仕組みづくりが進められていることから、県内3センターの必要性や拠点の集約化についての検討が必要である。県内各市町村においても、男女共同参画の推進について、各種取組が行われていることから、県としてセンターを設置することの意義や市町村との役割分担について、改めて整理が必要と考える。
評価（提言）を踏まえた対応方針 令和7年度	指定管理者	若年層や子育て世代を含む新たな利用者層の拡充に向けて、教育機関・企業・市町村との連携強化を図っていく。相談事業等を通じて把握した地域課題を講座・セミナー事業に反映するとともに、SNS等を活用した効果的な情報発信の手法についても検討し実施する。北部・南部センターの連携を強化するとともに、全国の先進事例も参考にして取り入れることで、PR手法の改善と事業内容の明確化・多様化に努める。
	県所管課	引き続き、オンラインを活用した講座の実施などにより、3センターが連携して効果的かつ効率的に運営することができる協力体制を強化するとともに、男女共同参画を推進する拠点施設としてのセンターの役割やあり方について、現行の指定管理期間中に方向性を検討する。各市町村の取組やセンターとの連携などの状況を把握し、地域ごとの課題やニーズに応じた取組を進めるため、市町村とセンターがより密に連携して事業を実施できる体制を強化する。
対応方針の進捗状況 令和7年度	指定管理者	-
	県所管課	-

**別紙 利用料金表**

北部・南部男女共同参画センター

時間	使用目的	
	男女共同参画の推進に関する活動のための使用である場合	その他の場合
午前9時～正午	390円	1,170円
午後1時～午後5時	520円	1,560円
午前9時～午後5時	910円	2,730円
午後5時以降 1時間につき	110円	310円

中央男女共同参画センター

時間	使用目的		その他の場合	
	全区画	1/2区画	全区画	1/2区画
午前9時～正午	2,370円	1,190円	7,140円	3,570円
午後1時～午後5時	3,160円	1,580円	9,520円	4,760円
午前9時～午後5時	5,530円	2,770円	16,660円	8,330円
午後5時以降 1時間につき	790円	400円	2,380円	1,190円